

相続税について

相続税は死亡時における被相続人の遺産の合計額(1)が基礎控除(2)を超える場合、その超える部分に対して課税されます。

1には引継いだ債務、葬式費用及び非課税財産は差し引かれて相続時清算課税の適用を受けた生前贈与は加算されます。

2の基礎控除額は次の算式によります

5千万円 + 1千万円 × 法定相続人の数

また、配偶者には税額の軽減がありますし、自宅等の土地については小規模の減額の適用がありますが、これらの特例を受けるためには、たとえ納税額が0円であってもなお、相続税の申告期限は相続開始があったことを知った日(通常は亡くなった日)の翌日から10ヶ月以内です。

相続が生じた場合は下記の相続に関する手続きだけでなく、相続財産の分割、その後の不動産の登記、金融機関に対する解約など煩雑な手続きが必要となりますので当事務所にご相談いただければ親切丁寧にご指導させていただきます。

当事務所(税理士事務所)は「税」の専門家として、法令等で認められたあらゆる優遇措置(税の軽減)を活用して絶対避けることの出来ない相続税に対し、相続が発生する前の事前における相続税の節税対策を、また相続が発生したときの納付すべき相続税の徹底した節税をはかってまいりますので、相続発生前後にかかわらず是非当事務所にご相談いただくよう心よりお待ち申し上げます。

相続税の速算表

基礎控除、配偶者控除の後の課税価格	税率	控除額
1,000万円以下	10%	-
1,000万円超 3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超 5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超 1億円以下	30%	700万円
1億円超 3億円以下	40%	1,700万円
3億円超	50%	4,700万円

相続税・贈与税

相続の目安(シミュレーション)

相続人 妻 長男 長女
 遺産合計 1億5千万円
 生前贈与 2千万円(相続開始前3年以内)
 葬式費用 2百万円

単位 万円

項目	通常	節税対策1	節税対策3	対策内容	
遺産の合計額	15,000	15,000	15,000		
うち非課税額	-1,500	-1,500	-1,500	生命保険金	500×3人
財産評価対策他		-1,000	-1,000	土地評価減	
小規模宅地	-1,000	-1,000	-1,000	持ち家あり	
節税対策			-2,500	暦年贈与	100×4人×6年
贈与財産加算	2,000	2,000	2,000		
引継債務	-1,800	-1,800	-1,800		
葬式費用	-200	-200	-200		
基礎控除額	-8,000	-8,000	-9,000	養子1人分	1,000
課税金額	4,500	3,500	0		
相続額	512	388	0		
配偶者の軽減	256	-194 -388	0	妻 1/2相続 (最大相続)	194 388
納付額	256	-194 0	0	妻 1/2相続 (最大相続)	194 0

土地の内容により金額はかわります。

贈与税について

贈与税は相続の補完税としての性格を有しており、財産を生前に贈与することにより、相続税の課税や累進課税の率の回避を図るのを防止するために設けられた税です。

ただそのような性格を有する税ではありますが、下記のような制度をうまく活用することにより節税することも十分可能です。

1. 暦年贈与の活用

1年間に110万円以内の贈与なら贈与税は課税されません。

- 1 110万を超える部分の贈与額に対して加算されます
- 2 相続人に対する相続開始前の3年以内の被相続人からの贈与分に対してはその被相続人の相続財産に加算されます。

2. 贈与税の配偶者控除

婚姻期間が20年以上の配偶者に対して、居住用不動産を贈与したときは、その贈与額が2,000万円以下の場合贈与税はかかりません。2,000万円を超えた場合その超える部分について課税されます。

3. 相続時精算課税制度

65歳以上の親(取引相場のない株式などの贈与は60歳)から20歳以上の子である推定相続人(代襲相続を含む)に贈与したときは2,500万円までの部分に対する贈与額は、相続時精算課税の適用を選択したときは課税されず、その親の相続が発生したとき贈与を受けた財産は相続により取得したものとして相続税が課税されます。

以上1.2.3の適用条件等詳しいことは当事務所にお問い合わせ下さい。

上記のように生前贈与をうまく活用することにより相続税を節税することもでき、またその節税効果はその対策期間が長ければ長いほど多く出来ますので、当事務所にご相談いただければ必ずお役に立てると思っております。

相続税・贈与税

贈与税の速算表

基礎控除、配偶者控除の後の課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	-
200万円超 300万円以下	15%	10万円
300万円超 400万円以下	20%	25万円
600万円超 600万円以下	30%	65万円
600万円超 1,000万円以下	40%	125万円
1,000万円超	50%	225万円

料金

相続税申告書作成手数料	遺産総額の0.3%～0.5%+105,000円
贈与税申告書作成手数料	52,500円～
譲渡所得税申告書作成手数料	73,500円～
相続税対策	別途相談の上決定

高額な贈与・譲渡あるいは財産の評価等複雑な事案については若干の割り増しがありますので詳細を知りたい方は事務所までご連絡下さい。

相続税・贈与税に関してご相談のある方はお気軽にご連絡下さい
無料相談を毎月第1・第3水曜日に行っています

隅田会計事務所

639-0803

奈良県橿原市上品寺町 346-6

パリエド21ビル5階

かに道楽斜め向かいの青いビル

TEL:0120-45-4470

TEL:0744-24-4470(携帯・PHSからはこちら)

HP:<http://www.sumidakaikei.com>

受付:月～金 9:00～18:00

電話だとすぐに対応できます